

湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 2 月 24 日

湯河原町長

内藤喜文

湯河原町条例第 5 号

湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年湯河原町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「修了した保育士（）」の次に「神奈川県に区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年湯河原町条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）」を「湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に、「、新条例」を「、同条例」に改め、附則第3項中「新条例」を「湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。